

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザ  
の管理運営に関する規則の一部改正骨子案

## 1 目的

青少年活動サポートプラザは、青少年や青少年団体が、安心して学び、活動し、交流できる場を提供することで、青少年の成長に応じた支援を行っており、本規則は、青少年活動サポートプラザの管理運営に関し、必要な事項を定めています。

施設の維持管理や貸室業務においては、指定管理者制度により運営を行い、独自の貸室予約システムの導入等、民間のノウハウを生かしながら、市民サービスの向上に努めてまいりました。

更に利用者の利便性を図るため、貸室予約について、従来の青少年活動サポートプラザ独自の予約システムから、吹田市の複数の施設で共通の公共施設ウェブ予約システムに移行するに当たり、本規則の一部改正を行うものです。

## 2 規則改正の内容

公共施設ウェブ予約システム（以下「ウェブ予約システム」という。）に対応できるよう次の改正を行うものです。

(1) 施設を使用しようとする者は、施設窓口での申請書の提出及び使用料の納付の前に、ウェブ予約システムによる申込みを行わなければならないものとします。

なお、システムの利用に当たっては、事前に手続が必要です。

(2) ウェブ予約システムによる申込みの期間を定めます。

ア 住所又は事務所の所在地が本市内である青少年、青少年団体又は青少年育成者等が青少年活動サポートプラザを使用する場合、抽選申込みは、使用しようとする日の7月前の日の属する月の25日から末日まで、先着申込みは、使用しようとする日の6月前の日の属する月の2日の正午（ただし1月のみ5日の正午）から使用しようとする日の当日まで

イ 上記アに規定するもの以外のものであって、住所又は事務所の所在地が本市内であるものが青少年活動サポートプラザを使用する場合、抽選申込みは、使用しようとする日の6月前の日の属する月の25日から末日まで、先着申込みは、使用しようとする日の5月前の日の属する月の2日の正午（ただし1月のみ5日の正午）から使用しようとする日の当日まで

ウ 上記ア及びイに規定するもの以外のもので青少年活動サポートプラザの施設を使用しようとする場合、先着申込みは、使用しようとする日の4月前の日の属する月の2日の正午（ただし1月のみ5日の正午）から使用しようとする日の当日まで

- (3) ウェブ予約システムによる申込みをした者（抽選申込みの場合は、当選した者）は、申込み後（抽選申込みの場合は、当選後）7日以内に、施設窓口で申請書を提出し、使用料を納付しなければならないものとします。
- (4) 上記(3)の期間内に申請書の提出等をしなかった場合は、ウェブ予約システムによる申込みはなかったものとします。
- (5) 上記(1)に伴い、使用許可を受けた後の使用日時の変更又は使用施設の変更は、新たな申請として、ウェブ予約システムによる申込みが必要となります。
- (6) 上記(5)に伴い、使用許可を受けた後の使用内容の変更は、使用日時及び使用施設以外の内容（使用附属設備、使用目的、使用人数等）に限って、可能とします。
- (7) 使用時間の超過の申請は、使用しようとする日の当日に限って、可能とします。

### 3 施行予定年月日

令和3年（2021年）3月下旬から施行します。